

中小企業後継者育成事業委託業務 企画提案募集要領

※ 本事業の実施は、令和8年2月定例愛知県議会における予算の成立及び地域未来交付金の交付決定を条件とする。

1 業務内容

別添「中小企業後継者育成事業委託業務仕様書」のとおり

2 委託の方法

事業実施に当たっては企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された1者と事業仕様及び契約金額を委託金額限度額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議する。

3 委託金額限度額

委託金額の上限は33,263,964円（消費税及び地方消費税込み）とする。

なお、委託料の支払方法は精算払とする。

また、契約保証金については、愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第129条の3の規定に該当する場合は、全額免除とする。

4 委託契約期間

契約締結日から2027年3月25日（木）まで

5 応募資格

応募の資格者は、応募する時点で次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和8・9年度入札参加資格者名簿の「03 役務の提供」に登載されている者であること。ただし、企画提案書提出時点で上記名簿の分類に登載されていないものの名簿に登載見込みの場合は、「あいち電子調達共同システム（物品等）入札参加資格申請システム」にログインし、メニューから「申請・審査状況確認」ページ及び「申請内容表示」ページを印刷し、提出することをもって本要件を満たすものとする。
- (2) 企画提案書の提出期限において愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと、又は受ける見込みがないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「愛知県知事が行う事務及び事業から暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (6) 国税及び地方税に未納がないこと。

(7) 複数の企業で組んだ共同事業体として応募する場合は、構成する全ての者が上記(1)～(6)の要件を満たすこと。

6 応募方法等

(1) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

2026年4月16日(木)午後5時(必着)

※提案書の不備等があり、提出期限までに整備できない場合は、当該企画提案書は無効とし、提出書類は返却しない。

イ 提出書類

提出書類	様式・規格・制限枚数	備考
①企画応募書	様式1を使用	
②企画提案書	任意様式	「参考様式1」の記載内容を踏まえて記載すること
③経費積算書	様式2を使用	
④過去に実施した類似業務の実績	任意様式	実施した業務の概要がわかるもの
⑤共通添付書類	㉞会社の概要がわかる資料 ㉟定款又は寄付行為の写し ㊱決算報告書 ㊲社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(様式3を仕様)	㉟法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの ㊲直近2期分
(共同事業体として応募する場合) ⑥共同事業体協定書の写し、委任状		共同事業体での申請の場合に、構成員ごとに、⑤を提出
(5(1)ただし書きに該当する場合) ⑦愛知県の「令和8・9年度入札参加資格(物品等)審査」申請に申請中であることを証明するもの	「あいち電子調達共同システム(物品等)入札参加資格申請システム」の「申請・審査状況確認」及び「申請内容表示」ページ	企画提案書提出時点で、大分類「03. 役務の提供」に登載されていない場合に提出

ウ 提出部数

10部(正本1部、副本9部)及び上記イ②の電子データ(PDF形式)

※副本は、上記イの⑤の㉞、㉟、⑥、⑦は添付不要

エ 提出仕様

A4判 縦置き 横書き 左綴じ(A3判を使用する時は3つ折りにすること。)

オ 提出方法

持参又は郵送(「配達証明」に限る。)もしくは宅配便(手渡ししたことが証明されるものに限る。)のいずれかとする。

※直接持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

カ その他

- ・企画提案に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・提出後の企画提案応募書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ・採用となった企画提案の著作権は、愛知県に帰属する。
- ・採用された企画の実施にあたり、県と協議の内容を変更することがある。

(2) 提出先

愛知県 経済産業局 中小企業部

中小企業金融課 経営支援・調整グループ

住所：〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（本庁舎1階）

メール：kinyu@pref.aichi.lg.jp（電子データ提出先）

※愛知県のメールの送受信容量の上限は、添付ファイル、メールヘッダ等を含めて15MBであることに注意すること。

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書等について、愛知県が設置する選定委員会においてプレゼンテーションによる審査を行う。

ただし、5者を超える企画提案があった場合は、県において書面による予備審査（選定委員会と同様の基準により審査。）を行い、上位5者を選定委員会での審査の対象とする。

(2) 選定委員会（詳細は別途通知）

ア 開催日

2026年4月22日（木）午後

イ 会場

愛知県自治センター（名古屋市中区三の丸2丁目3番2号）

ウ 方法

提出した企画提案書を使用して、プレゼンテーションを行う。なお、県から別途指示のある場合を除き、提出した企画提案書以外の資料の配布や説明は認めない。

(3) 審査基準

委託事業者を選定する際の以下の項目等を、総合的に評価する。

ア 事業の全体の基本方針

- ・事業の趣旨や目的を十分に理解し、事業実施効果が期待できるものか。

イ 事業名・キャッチコピー・ロゴマーク

- ・事業の趣旨や目的に沿ったものとなっており、事業の効果を高めるものとなっているか。

ウ 事業の実施体制

- ・事業実施体制や事業の進め方及び担当者と会社の過去の類似実績等から、当事業を確実に実施することが期待できるか。
- ・事業実施及び成果の創出に必要なノウハウ、ネットワークが優れているか。

エ スケジュール

- ・スケジュールは適切か。

オ 広報・募集・申込管理

- ・事業の広報方法は効果的なものとなっているか。
- ・募集・申込管理は適切なものとなっているか。

カ 事業実施内容

(ア) キックオフセミナー開催業務

- ・後継者や支援者の機運を高めるものとなっているか。
- ・運営方法は、適切か。

(イ) 後継者企業変革プラン策定支援プログラム

- ・後継者に必要な知識習得、能力育成につながる内容となっているか。
- ・進捗管理の方法は、プラン策定に寄与するものとなっているか。
- ・運営方法は、適切か。

(ウ) 後継者シンポジウム

- ・プログラムの成果発信としてふさわしい内容となっているか。
- ・運営方法は、適切か。

(エ) HP 作成・運営、SNS 運用

- ・情報発信の方法や内容は、事業の効果を高めるものとなっているか。
- ・イベントやプログラムへの参加意欲の喚起や次年度以降の参加者の掘り起こし、後継者支援の裾野拡大に効果的か。

キ 追加提案項目（事業目的を達成するために効果的な内容か。）

ク 経費積算（事業費の積算は適切か。）

ケ 社会的価値の実現に資する取組状況（取組の有無）

(3) 審査結果の通知

審査結果（可否）については、全提案者に対して文書で通知する。なお、予備審査及び選定委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問合せには応じない。

8 事業に関する質問

本事業に関して質問がある場合は、以下により、質問書を提出すること。

(1) 質問書の様式

任意様式による。

(2) 提出期限

2026年3月24日（火）15時（必着）

(3) 提出方法

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課経営支援・調整グループに電子メールで提出すること。

- ・件名：「中小企業後継者育成事業委託業務」
- ・電子メールアドレス：kinyu@pref.aichi.lg.jp

(4) 質問への回答

2026年3月26日（木）までに電子メールで回答する。

9 スケジュール（予定）

2026年3月24日（火）	質問書の提出期限
3月26日（木）	質問への回答
4月16日（木）	企画提案書の提出期限
4月22日（水）	選定委員会
4月下旬～	
5月上旬	契約

10 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業の経過内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 著作権をはじめ、本事業の成果品における一切の権利は、県に帰属すること。
- (3) 委託事業に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (4) 受託者は、本事業の遂行に当たり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする。）。

11 問合せ先

愛知県 経済産業局 中小企業部 中小企業金融課
経営支援・調整グループ

住所：〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話：052-954-6332（ダイヤルイン）

メール：kinyu@pref.aichi.lg.jp